

第341回保険診療問題検討会記録

日 時：令和6年9月5日（木）15:20～16:10

場 所：岐阜県医師会館3F理事会室

出席者：伊在井・臼井・加納・鳥澤・加川・林・平野・
近藤・美濃輪・佐藤・磯貝・山本・佐竹・
戸谷・三輪・西野・堀部（敬称略）・事務局

1. 介護保険

(1) 国保審査会について

○介護給付費審査会における審査状況・問題点について報告。

- ・令和6年8月審査分の居宅療養管理指導Ⅰと在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料併算定の件数は8件（前月比同数）。すべて1つの医療機関からの請求のため、注意喚起する。
- ・所定疾患施設療養費請求について、以前は診断、行った検査、治療内容等の記載が必要であったが、令和3年度介護報酬改定で不要となった。審査委員から、内容や経過が分からず困るという意見が出ており、内容のコメントを求める文書を老健に送ることを話し合っている。

2. 医療保険

(1) 国保・基金・柔整・あはきマッサージ審査会について

○各審査会における審査状況・問題点について資料を基に報告、検討。

国保

・審査専門部会の審査状況

【検査】 [A] 療養担当規則に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの

*抗GAD抗体×1（24日）→0（「2型糖尿病 R6.6.10」にて適応外）

→「1型」の病名が必要。

・全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議に提出する疑義事項等について

療養費同意書交付料について

照会内容：直接の対面診療を行うことが困難である場合のオンライン診療において、初診時の療養費同意書交付の可否。

趣旨：既往歴等問診、視診を補完するのに必要な情報を得て、療養費の支給対象に該当すると認めれば交付しても問題がないものとなるのか。

連合会見解：療養費の支給対象となる適応症（疾病）については、直接診療（対面）を行わないと判断できないと考えるため交付（算定）できない。

→施術は現状査定していない。

基金

・支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）（第13回）

【検査】

206 有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）の算定について
《令和6年6月28日》

○取扱い

①次の傷病名のみに対するD007「13」有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）の算定は、原則として認められる。

(1) 乳酸アシドーシス（疑い含む）

(2) 代謝性アシドーシス

②糖尿病のみに対するD007「13」有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）の算定は、原則として認められない。

○取扱いを作成した根拠等

有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）は、解糖系代謝経路（グルコースからエネルギーを産生する代謝経路）の最終産物で、主に骨格筋や赤血球、脳、皮膚、腸管で産生され、肝、腎で代謝される。血中の尿酸は生体の酸化還元状態を示す指標であり、乳酸が異常高値となり血液中pHが酸性に傾いた状態が乳酸アシドーシ

スであり、代謝性アシドーシスの一つである。

以上のことから、乳酸アシドーシス（疑いを含む）、代謝性アシドーシスに対する有機モノカルボン酸（乳酸）又は有機モノカルボン酸（乳酸）（尿）の算定は原則として認められ、酸・塩基平衡異常を伴わない糖尿病のみに対する算定は原則として認められないと判断した。

→10月までは文書連絡、それ以降は査定。

柔整あはき

- ・初療の日から1年以上経過して月16回以上施術を行う施術所に関して、理由・状態の記載があればよいことになっているが、特定の治療院において、1日の施術件数から所要時間を考えると、十分な時間をかけているとは考えられない事例がある。内規等で縛ることが可能か検討。

3. その他

(1) 次回の開催日について

- ・令和6年10月3日（木） 15:15～
- ・令和6年11月7日（木） 15:15～

4. 閉会